

飲食店感染拡大防止対策助成金 申請要領

[受付期間]

令和3年7月28日（水）から令和3年10月29日（金）まで

※申請受付は先着順です。なお、予算が無くなり次第、申請締切日を前に予告なく終了することがあります。

※申請に当たっては、「和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策調査及び認証制度」における認証を取得している必要があります。

[お問合せ先]

飲食店感染拡大防止対策助成金事務局

電話番号：0120-020-681

対応時間：9:00～17:00（土日祝除く）

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。御不明な点はお問合せ先にて電話で対応させていただきます。

和歌山県

※必ずお読みください！

- 1 当助成金は、県の認証を取得してから申請してください。認証を取得しているか否かは県の認証済リストにて確認させていただきます。
※認証制度取得にかかる詳細は、下記HPを御確認ください。
URL: <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00207294.html>
- 2 助成金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が判明した場合には、助成金の交付決定を取り消し、助成金の全額返還を求めるとともに、加算金を徴収します。
- 3 助成金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、助成金の交付を受けた事業者名等を公表するとともに、警察へ通報します。
- 4 助成金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、立入検査又は説明を求めることがあります。
- 5 必要書類の不足や申請内容に不備があった場合は、申請者へ確認のための連絡を行い、申請書類の修正や追加の書類提出をお願いする場合があります。その際、確認のための連絡がとれない場合や、必要書類が提出されない場合、申請内容の不備が指定する期間内に解消しなかった場合等、申請者が助成金の交付を受けることを辞退したものとみなします。
- 6 既に当助成金の交付を受けた事業者は申請をすることはできません。
- 7 交付対象者は、助成金の交付後においても申請書に添付した書類の原本等、助成金交付額に影響のある書類を5年間保管し、知事から提出の求めがあったときはこれに応じてください。

※当助成金の対象とする消耗品や備品は、出来る限り和歌山県内で購入いただきますようお願いいたします。

目次

1	助成金の目的	P 1
2	助成内容	P 1
3	申請方法等	P 5
4	交付の決定等	P 7
5	申請書類	P 8
6	記載例	P 9
7	申請書類チェックリスト	P 18
8	交付規程抜粋	P 19

今回の助成金申請には、郵送による申請とWEB申請による2種類の方法があります。

WEBによる申請をお考えの方は、P 5をご確認下さい。

1 目的

県内の飲食店等が行う新型コロナウイルス感染症予防対策認証の取得に係る取組等を支援することにより、事業者の感染症予防対策を促進し、県民が安心して施設を利用できる環境を整備することを目的とします。

※申請受付は先着順になります。予算が無くなり次第、申請締切日を前に予告なく終了することがあります。

2 助成内容

(1) 交付対象者

以下の4つの要件を全て満たしている事業者である必要があります。

- ① 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する営業許可（飲食店営業許可又は飲食店営業許可に統合される前の喫茶店営業許可を含む。）を受け、県内に店舗を有する者。

※県内に店舗があれば、主たる事業所が県外でも対象となります。

- ② 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及びその他知事がこれと同等と認める者であること。

※「中小企業者」

○ 飲食業

資本金等の額が5000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

※その他知事がこれと同等と認める者

「一般社団法人」「一般財団法人」「特定非営利活動法人」「社会福祉法人」

「公益社団法人」「公益財団法人」「宗教法人」等を指します。

- ③ 県の定める新型コロナウイルス感染拡大予防対策にかかる認証制度で飲食店の認証を受けた店舗を有する事業者、又は、カラオケボックスの認証を受けた店舗を有する事業者であること。

※必ず認証取得後に申請してください。

※認証制度にかかる詳細は、下記県HPをご確認ください。

URL : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00207294.html>

なお、上記交付対象者において、認証済店舗ごとの感染対策に要した経費が対象となります。申請は1事業者1回限りですので、複数の対象店舗を有する場合は、1回の申請で対象店舗分をまとめて記載の上、申請してください。

【参考】飲食店の認証制度を受けた事業者とは、県から認証マークを交付され、飲食店の認証リストに登録された事業者となります。



【飲食店の認証制度に該当し、助成対象の店舗例】

- a 飲食店（居酒屋含む）、喫茶店
- b バー、スナック等の遊興施設
- c フードコート内の飲食店舗

【飲食店の認証制度に該当せず、助成対象外の店舗例】

- d イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- e 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナック等）
- f ネットカフェ・漫画喫茶
- g ホテルや旅館等の宿泊施設
- h 学校、病院その他施設において、集団給食業務を行う場合
- i 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合（飲食店営業許可書に「臨時」と記載されているもの及び、実態としてキッチンカーや露店、テントなどの常設の店舗と考えられないもの）

- ④ 事業継続の意思がある者であること。
※提出書類の宣誓書の内容に含まれます。

【交付対象とならない者】

- 上記①～④を満たしていても、以下の者については交付対象となりません。
- 既に本助成金を受けた者
 - 暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者等
 - 禁錮以上の刑に処せられ、執行を終わらない者等
 - 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
 - そのほか知事が適当でないとする者

(2) 申請期日

令和3年10月29日（金）まで

※申請受付は先着順になります。予算が無くなり次第、申請締切日を前に予告なく終了することがあります。

(3) 助成対象

2の(1)に該当する対象事業者が、対象店舗において、令和3年4月1日（木）から申請日までに購入・設置し、支払いを行った新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要した経費

※認証後に購入した対象経費も申請期間内であれば対象です。

(4) 助成対象経費

① 次表に掲げる消耗品や備品（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、令和3年4月1日から申請日までに購入・設置し、支払いがなされたもの

【対象経費表】 No. ①～④は消耗品です。No. ⑤～⑯は備品です。

No.	項目	No.	項目
①	消毒液（手指用、設備用等）	⑪	セルフレジやキャッシュレス決済機器等の非接触対応レジ
②	使い捨て手袋	⑫	網戸
③	フロアマーカ	⑬	換気扇
④	ペーパータオル	⑭	サーキュレーター（扇風機を含む）
⑤	非接触ディスペンサー	⑮	エアコン（抗ウイルスに効果が認められるもの）
⑥	非接触型水栓	⑯	空気清浄機（抗ウイルスに効果が認められるもの）
⑦	消毒液ボトル設置台（足踏み式等）	⑰	二酸化炭素濃度測定器
⑧	間仕切り（アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン等）	⑱	加湿器
⑨	非接触体温計	⑲	湿度計
⑩	サーモグラフィカメラ		

※対象経費表中にある消耗品や備品を申請してください。

※設置費、送料も対象に含まれます。

※リース・レンタル費は対象外です。

※エアコンは、換気機能等、抗ウイルスに効果が認められる機能が説明書やカタログ等で証明できる製品が対象です。

※空気清浄機は、HEPAフィルター搭載等、抗ウイルスに効果が認められる機能が説明書やカタログ等で証明できる製品が対象です。

※同一対象経費で県内市町村から補助金を受けている場合（見込みを含む）、市町村からの補助額を対象経費から差し引いて計算してください。申請書では別記第1号様式別紙（2）の（c）に市町村からの補助額を記載してください。

② 助成対象経費の額

1事業者につき対象経費は6万円（税抜き）以上で申請してください。

③ 消耗品について

対象経費表①～④の消耗品のみの申請はできません。⑤～⑱の消耗品以外の備品とあわせて申請してください。また、当該消耗品の助成対象経費の合計が、1店舗あたり合計3万円（税抜き）を超える申請はできません。

(計算例) 消耗品（消毒液）3万円（上限）＋備品（アクリル板）3万円＝6万円
助成額＝6万円×3/4＝4万5千円

(5) 助成金額等

① 助成率 助成対象経費の4分の3（千円未満は切り捨て）

② 上限額 1店舗当たり30万円

(6) 申請回数

1事業者につき1回限り

※複数の対象店舗を有する場合は、1回の申請で対象店舗分をまとめて記載の上、申請してください。

3 申請方法等

申請方法は、郵送による申請とWEB申請による2種類の方法があります。

ただし、WEB申請の場合は添付できるファイルのファイル数やデータ容量に制限があります（下表「WEB申請時の添付ファイル」参照）。

お手持ちのパソコン、スマートフォンでファイル容量の調整が困難な方や、複数の店舗を有する場合など、添付ファイルが多い（大きい）場合には郵送により申請してください。

【WEB申請時の添付ファイル】

様式	1ファイルの画像容量
別記第1号様式別紙（1） 申請者情報	2MBまでのJPEG又はPDF
別記第1号様式別紙（2） 申請額について	2MBまでのJPEG又はPDF
宣誓書 （別記第2号様式）	2MBまでのJPEG又はPDF
助成の対象となる備品等の領収書や明細書等の 写しの貼付台紙 （別記第3号様式）	2MBまでのJPEG又はPDF （添付可能ファイル数：2）
備品が店舗に設置されている写真の貼付台紙 （別記第4号様式）	3MBまでのJPEG又はPDF （添付可能ファイル数：2）
振込先口座確認書 （別記第5号様式）	2MBまでのJPEG又はPDF
役員名簿（法人の場合のみ） （別記第6号様式）	2MBまでのJPEG又はPDF

(1) 申請方法

①郵送による申請の場合

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

(宛先) 〒640-8342
和歌山市友田町5丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山6階
飲食店感染拡大防止対策助成金事務局

令和3年10月29日(金)までの消印有効
持参による受付、対面での説明は行いませんので御了承ください。

②WEB申請の場合

パソコンやスマートフォンにより次のウェブサイトから申請してください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00207970.html>

なお、令和3年10月29日(金)23時59分までに申請を完了してください。申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛に完了通知メールが届きますので、「info@wakayama-inshoku-jyoseikin.com」からのメールが受信できるように設定してください。

<注意事項>

申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合、また、申請書類の一部のみを提出された場合は、申請を受付できないため、全ての書類を事務局から返却する場合があります。返却後、必要な修正や不足している書類の追加等を行った上で、全ての書類を再度、簡易書留など追跡ができる方法で受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、申請を受付します。

申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却しません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合は、申請を取り下げたものとみなします。

4 交付の決定等

(1) 助成金交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査した上、適正と認められるときは助成金を交付します。

(2) 通知

申請書類の確認の結果、本助成金の交付を決定したときは、後日、交付に関する通知を発送いたします。

助成金の交付後においても申請書に添付した書類の原本等、助成金交付額に影響のある書類を5年間保管し、提出を求められたときはこれに応じてください。

(3) 助成金の返還

事実誤認により過大に助成金を交付し、助成金減額による再度の交付の決定をした場合、又は不正行為等で助成金の交付の決定を取り消した場合には、交付対象者の当該減額又は取消し部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を求めますのでこれに応じてください。

5 申請書類

(サイズ A4、印刷片面・モノクロ・カラー可)

	申請書類一覧	チェック
①	助成金交付申請書兼実績報告書（別記第 1 号様式）	<input type="checkbox"/>
②	別記第 1 号様式別紙（１）、（２）	<input type="checkbox"/>
③	宣誓書（別記第 2 号様式）	<input type="checkbox"/>
④	助成の対象となる備品等の領収書や明細書等の写しの貼付台紙（領収書・レシート等（写しでも可））（別記第 3 号様式） ※エアコン、空気清浄機は抗ウイルス効果の性能が分かる資料も貼り付けてください。	<input type="checkbox"/>
⑤	備品が店舗に設置されている写真の貼付台紙（別記第 4 号様式）※消耗品は不要	<input type="checkbox"/>
⑥	振込先口座確認書（別記第 5 号様式） ※申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し、又は個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	<input type="checkbox"/>
⑦	役員名簿（法人の場合のみ）（別記第 6 号様式）	<input type="checkbox"/>
※	その他、必要な書類 ※県又は事務局が追加の資料を求めることがあります。	

6 記載例

記載例

① 助成金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）

別記第1号様式

飲食店感染拡大防止対策助成金交付申請書兼実績報告書

令和3年7月13日

和歌山県知事 様

申請者住所	(〒640-XXXX) 和歌山市〇〇〇 X-X
フリガナ	カブシキガイシャワカヤマブッサン
法人名又は屋号	株式会社和歌山物産
フリガナ	キシユウ タロウ
役職名及び代表者名 (個人事業主の場合は氏名)	代表取締役 紀州 太郎
連絡先電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

飲食店感染拡大防止対策助成金（別紙(2)、申請金額）の交付について、飲食店感染拡大防止対策助成金交付規程第9の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規程第5に規定する助成金の交付の不交付要件に該当することが判明した場合、同規程第15の規定に基づき、飲食店感染拡大防止対策助成金の交付決定の全部又は一部を取り消されても何ら異議の申立てを行いません。

関係書類（必要な書類の添付を確認後、にチェックしてください。）

- 別記第1号様式別紙（1）、（2）
- 宣誓書（別記第2号様式）
- 助成の対象となる備品等の領収書や明細等の写しの貼付台紙（別記第3号様式）
- 備品が店舗に設置されている写真の貼付台紙（別記第4号様式）
- 振込先口座確認書（別記第5号様式）

※申請者が、法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座

- 役員名簿（別記第6号様式）

※法人の場合のみ

- その他知事が必要と認める書類

② 助成金申請書の別紙（1）

別記第1号様式別紙（1）

申請者情報

(1)申請者住所等（この住所・担当者あてに郵便を送付します。）

住所	(〒600-xxxx) 和歌山市000 x-x-x		
担当者名	紀州次郎	電話番号	073-0000-0000
メールアドレス	wakayama@pref.wakayama.jp		
申請者種別 (該当欄に○)	中小企業等	○	資本金等の額 (法人の場合)
	個人事業主		3,000,000円
		法人番号 (法人の場合)	0000000000000000

(2)県の認証を受け、対象経費を申請する店舗

No.	店舗名	住所	備考
1	●●●和歌山店	和歌山市000 x-x-x	
2	●●●有田店	有田市00-1	
3	●●●海南店	海南市00-2	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

店舗数	3	申請上限額 (30万円×店舗数)	900,000	… (ア)
-----	---	---------------------	---------	-------

② 助成金申請書の別紙（2）

別記第1号様式別紙（2）

申請額について（1店舗で申請の場合）

No.	項目	申請するものに○	商品名・規格・数量等（品番等記載）	助成事業に要する経費(a)	助成対象経費(消費税抜き)(b)
①	消毒液（手指用、設備用等）	○	□□消毒液 300mL 5個	11,000	10,000
②	使い捨て手袋				
③	フロアマーカ				
④	ペーパータオル	○	□□ペーパータオル 10箱	22,000	20,000
①～④の消耗品合計				33,000	30,000
⑤	非接触ディスペンサー	○	1000ML自動誘導アルコール消毒噴霧器 8台	110,000	100,000
⑥	非接触型水栓			0	0
⑦	消毒液ボトル設置台（足踏み式等）			0	0
⑧	間仕切り（アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン等）			0	0
⑨	非接触体温計			0	0
⑩	サーモグラフィカメラ			0	0
⑪	セルフレジやキャッシュレス決済機器等の非接触対応レジ			0	0
⑫	網戸			0	0
⑬	換気扇			0	0
⑭	サーキュレーター（扇風機を含む）			0	0
⑮	エアコン（抗ウイルスに効果が認められるもの）	○	〇〇エアコン（AA-00〇〇）1台	330,000	300,000
⑯	空気清浄機（抗ウイルスに効果が認められるもの）			0	0
⑰	二酸化炭素濃度測定器			0	0
⑱	加湿器			0	0
⑲	湿度計			0	0
①～⑱の合計				473,000	430,000
同一対象経費で県内市町村から補助金を受けている場合（見込みを含む）、当該補助額（c）				/	0
差引金額（d）=（b）の合計 -（c）				/	430,000
助成金交付見込額（e）=（d）×3/4				/	322,000

①～④の合計(b)は、1店舗あたり30,000円以下で申請してください。
また、①～④のみで申請はできません。

- 1 助成対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記入してください。
- 2 助成金交付見込額(e) = (d)の合計×3/4（千円未満切り捨て）で、30万円×申請店舗数が上限です。
- 3 表中の①～④の消耗品の助成対象経費上限額は1店舗あたり合計3万円になります。
- 4 令和3年4月1日から申請を行う日までに購入・設置し、支払いを終えた経費が対象です。

申請額の算定

(ア) 30万円×申請店舗数	300,000	(e)の金額	322,000
申請金額 (ア)か(e)のいずれか低い額		300,000	

② 助成金申請書の別紙（2）

記載例

別記第1号様式別紙（2）

申請額について（複数店舗（3店舗）で申請の場合）

No.	項目	申請するものに○	商品名・規格・数量等（品番等記載）	助成事業に要する経費(a)	助成対象経費(消費税抜き)(b)
①	消毒液（手指用、設備用等）	○	□□消毒液 300mL 25個	33,000	30,000
②	使い捨て手袋				
③	フロアマーカ				
④	ペーパータオル	○	□□ペーパータオル 30箱	66,000	60,000
①～④の消耗品合計				99,000	90,000
⑤	非接触ディスペンサー	○	1000ML自動誘導アルコール消毒噴霧器 8台	110,000	100,000
⑥	非接触型水栓			0	0
⑦	消毒液ボトル設置台（足踏み式等）			0	0
⑧	間仕切り（アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン等）			0	0
⑨	非接触体温計			0	0
⑩	サーモグラフィカメラ			0	0
⑪	セルフレジやキャッシュレス決済機器等の非接触対応レジ			0	0
⑫	網戸			0	0
⑬	換気扇			0	0
⑭	サーキュレーター（扇風機を含む）			0	0
⑮	エアコン（抗ウイルスに効果が認められるもの）	○	〇〇エアコン（AA-000〇〇）3台	990,000	900,000
⑯	空気清浄機（抗ウイルスに効果が認められるもの）			0	0
⑰	二酸化炭素濃度測定器			0	0
⑱	加湿器			0	0
⑲	湿度計			0	0
①～⑱の合計				1,199,000	1,090,000
同一対象経費で県内市町村から補助金を受けている場合（見込みを含む）、当該補助額(c)					100,000
差引金額(d) = (b)の合計 - (c)					990,000
助成金交付見込額(e) = (d) × 3/4					742,000

①～④の合計(b)は、1店舗あたり30,000円以下で申請してください。
また、①～④のみでの申請はできません。

- 1 助成対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記入してください。
- 2 助成金交付見込額(e) = (d)の合計 × 3/4（千円未満切り捨て）で、30万円 × 申請店舗数が上限です。
- 3 表中の①～④の消耗品の助成対象経費上限額は1店舗あたり合計3万円になります。
- 4 令和3年4月1日から申請を行う日までに購入・設置し、支払いを終えた経費が対象です。

申請額の算定

(ア) 30万円 × 申請店舗数	900,000	(e) の金額	742,000
申請金額 (ア)か(e)のいずれか低い額		742,000	

宣誓書

私は、飲食店感染拡大防止対策助成金の交付申請に当たり、下記の内容について、宣誓します。

宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、飲食店感染拡大防止対策助成金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- (1) 飲食店感染拡大防止対策助成金の交付申請書兼実績報告書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- (2) 和歌山県飲食店感染拡大防止対策助成金交付規程第3の交付対象者の要件を満たしています。
- (3) 和歌山県飲食店感染拡大防止対策助成金交付規程第5の不交付要件に該当しません。
- (4) 助成金の交付を受けた後、知事が虚偽や不正の申請であると認定した場合は、和歌山県飲食店感染拡大防止対策助成金交付規程第16の規定による助成金の返還や必要な加算金の支払に応じます。
- (5) 和歌山県飲食店感染拡大防止対策助成金交付規程第18の規定による立入検査等を受けた場合は、適正かつ誠実に対応します。
- (6) 申請内容に不正があったなど必要がある場合は、和歌山県飲食店感染拡大防止対策助成金交付規程第19の規定により、氏名・名称などの情報が公表されることに同意します。
- (7) (1)～(6)までの他、和歌山県飲食店感染拡大防止対策助成金交付規程に従います。

以上

令和 3年 7月13日

和歌山県知事 様

法人名又は屋号

株式会社和歌山物産

役職名及び代表者名

(個人事業主の場合は氏名)

代表取締役社長 紀州太郎 ⑩

※法人の場合は代表者の署名、個人事業主の場合は自署により押印を省略することができます。

④ 貼付台紙 (別記第3号様式)

別記第3号様式 貼付台紙

購入した備品等の領収書や明細等の写し (レシート等の写しでも可)
 ※1枚で添付できない場合は複数枚になっても構いません。

添付欄

※領収書・レシート等 (写しでも可) を添付してください。
 ※領収書・レシート等は支払日、品名、数量、金額 (税抜き) が分かるものを添付してください。
 ※領収書・レシート等に別記第1号様式別紙(2)表中の項目番号を記入してください。
 ※エアコン及び空気清浄機は、抗ウイルスに効果の認められる性能が記載されている資料 (説明書、カタログ、HPのコピー等) を貼り付けてください。

税抜き記載ありの場合

〇〇商店
 ××店 TEL000-000-0000
 2021年6月25日
 (株)紀州物産 様
 ￥154,000
 上記正に領収しました。

□□消毒液	5点	￥10,000	①
衣料	1点	￥10,000	
ペーパータオル	10点	￥20,000	④
消毒噴霧器	8台	￥100,000	⑤
小計		￥140,000	
外税		￥14,000	
合計		￥154,000	

税抜き記載なしの場合

××店 TEL000-000-0000
 2021年6月25日
 (株)紀州物産 様
 ￥154,000
 上記正に領収しました。

(税抜10,000)
 □□消毒液 5点 ￥11,000 ①

衣料 1点 ￥11,000

(税抜20,000)
 ペーパータオル 10点 ￥22,000 ④

(税抜100,000)
 消毒噴霧器 8台 ￥110,000 ⑤

合計 ￥154,000

領収書
 (株)紀州物産 様
 領収日 2021年6月25日
 1,320,000円
 (うち消費税¥120,000)
 上記の金額正に領収いたしました。
 株式会社 〇〇家電

納品書
 (株)紀州物産 様 2021年6月25日

商品名	数量	単価	金額
〇〇エアコン	3	300,000	900,000
××パソコン	2	150,000	300,000
小計			1,200,000
消費税			120,000
合計			1,320,000

〇〇エアコン (A〇〇-〇〇)
 製品仕様書

概要
 〇〇〇〇〇 △〇△〇△

特徴
 □〇△換気機能付

領収書のみでは購入品目が不明な場合は、納品書等の品目分かるものを合わせて添付してください。

対象となる品名・金額をメーカー等により明示してください。別記第1号様式別紙(2)表中の項目に対応する番号を朱書きで記載してください。

領収書等に税込みの金額しか記載がない場合は、税抜きの金額を朱書きで記載してください。

⑤ 貼付台紙 (別記第4号様式)

別記第4号様式 貼付台紙

備品が店舗に設置されている写真

※1枚で添付できない場合は複数枚になっても構いません。

添付欄

※複数店舗ある場合は各店舗分を添付してください。

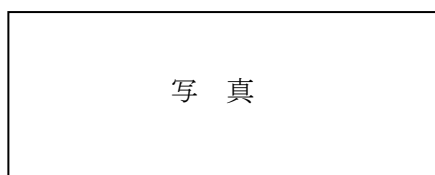
※申請店舗が複数ある場合、写真がどの店舗のものか分かるように写真の横に記載するなど店舗名を明示してください。

※①～④の消耗品は、添付する必要はありません。

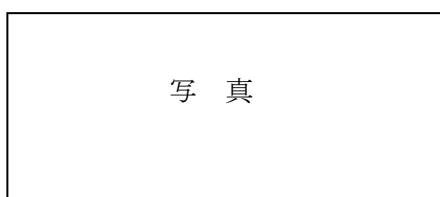
枠内に写真を貼り付けてください。

必要書類の裏面に事業者名と複数店舗がある場合は、事業者名に加えて設置・使用している店舗名もあわせて記載の上、貼り付けてください。

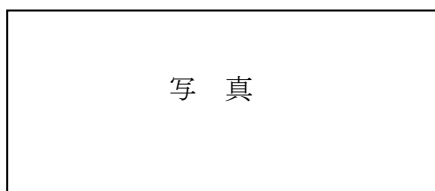
(例)



(〇〇〇和歌山店)



(〇〇〇有田店)



(〇〇〇海南店)

⑥ 振込先口座確認書（別記第5号様式）

記載例

別記第5号様式 振込先口座確認書

- ・通帳の1ページ目、2ページ目の写しを貼付してください。
- ・申請者が法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を貼付してください。
- ・インターネットバンキング等で通帳が無い場合は、金融機関名、支店名、口座種別、口座名義（漢字、カナ両方）、口座番号の分かるもの（インターネット画面等の写し等）を貼付してください。

【通帳1ページ目、2ページ目】



(インターネット画面等の写し等)



⑦ 役員名簿 (別記第 6 号様式)
 別記第 6 号様式 (※法人の場合のみ)

記載例

役員名簿

法人名称: 株式会社和歌山物産

役職名	フリガナ	住 所	生 年 月 日
	氏 名		
代表取締役	キシユウ タロウ	和歌山市〇〇 ××一× ×	昭和〇〇年〇月〇日
	紀州 太郎		
取締役	キシユウ ハナコ	和歌山市〇〇 ××一× ×	昭和〇×年×月×日
	紀州 花子		
取締役	キシユウ ジロウ	和歌山市〇〇 ××一× ×	昭和△△年△月△日
	紀州 次郎		

- ※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員(現在就いている方)について記載してください。
- ※ 収集した個人情報については、飲食店感染拡大防止対策助成金に係る事務についてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、必要と認める場合は、本役員名簿について、警察当局へ照会することがあります。

7 申請書類チェックリスト

申請書類チェックリスト

□にチェックマーク「✓」を記入し、不備がないようにご確認ください。

書類に不備がある場合は申請を受理することができません。

〈はじめに〉

チェック項目	チェック欄
県の飲食店又はカラオケボックスの認証を取得している。	□

〈飲食店感染拡大防止対策助成金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）について〉【必須】

チェック項目	チェック欄
申請日、住所、法人名又は屋号、代表者名、電話番号を記入した。	□
連絡先電話番号欄には、普段連絡がつく電話番号を記入した。	□
必要な書類の添付確認後、チェックマークを記入した。	□

〈申請者情報（別紙（1））について〉【必須】

チェック項目	チェック欄
郵便物が届く住所を記載した。	□
認証制度を取得し、かつ対象物品などを設置、使用している店舗を記載した。	□
申請上限額（申請店舗数×上限30万円）を記入した。	□
対象経費は6万円（税抜き）以上で申請した。	□

〈申請額（別紙（2））について〉【必須】

チェック項目	チェック欄
対象経費表No①～④の消耗品は1店舗あたり合計3万円（税抜き）以内で申請した。	□
対象経費表No①～④の消耗品みの申請ではない。	□
対象経費の税抜き価格で助成率（3/4）を掛け申請額を算定した。	□
（ア）か（e）のいずれか低い額を申請額とした。	□

〈宣誓書（別記第2号様式）について〉【必須】

チェック項目	チェック欄
誓約日、法人名又は屋号、代表者氏名等記入漏れがない。	□
宣誓する内容全てを読み、記載している内容について十分理解をした。	□
申請者本人が自署した。（ゴム印等は不可）	□

〈領収書や明細等の写しの貼付台紙（別記第3号様式）について〉【必須】

チェック項目	チェック欄
領収書・レシート等は支払日、品名、数量、金額（税抜き）が分かるものを添付した。	□
別紙（2）の項目番号を領収書・レシートに記入した。	□
エアコン及び空気清浄機は、抗ウイルスの効果が認められる性能が記載のカatalogや仕様書、説明書を貼り付けた。	□
税抜き額が分かるように添付（マーカー、又は税込み価格のみの領収書等の場合は税抜き価格を記入）した。	□

〈備品が店舗に設置されている写真の貼付台紙（別記第4号様式）について〉【必須】

チェック項目	チェック欄
複数店舗がある場合は、写真内又は写真の横に店舗名又は屋号を記入している。	□
写真の裏面に事業者名と複数店舗がある場合は、店舗名を記入している。	□

〈振込先口座確認書（別記第5号様式）について〉【必須】

チェック項目	チェック欄
申請する申請者名義と口座名義が一致している。	□
銀行名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義、フリガナが確認できる。	□

〈役員名簿（別記第6号様式）について〉【法人の場合のみ提出】

チェック項目	チェック欄
フリガナを含めて、全ての欄を記入している。	□

〈最後に〉

チェック項目	チェック欄
記載内容に間違いがないことをあらためて確認した。 ※修正する場合には、修正箇所には二重線を引き、上部に正しく記入。	□

和歌山県飲食店感染拡大防止対策助成金交付規程（交付対象者等に係る抜粋）

（交付対象者）

第3 助成金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の(1)から(4)までのいずれも満たす者とする。

- (1) 県内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する営業の許可を受け、店舗を運営する事業者であること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び知事がこれと同等と認める者であること。
- (3) 認証制度要綱第4の2に規定する認証事業者であること。
- (4) 事業継続の意思がある者であること。

（不交付要件）

第5 第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、助成金を交付しない。

- (1) 既に助成金の交付を受けた者（第11の3の規定による再度の交付決定を行う者を除く。）
- (2) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなくなるまでの者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者の他、本助成金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

（助成金の返還）

第16 知事は、第11の3の規定により助成金の減額による再度の交付の決定をした場合、又は第15の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合には、交付対象者の当該減額又は取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を命ずるものとする。

（立入検査等）

第18 知事は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付対象者に対して報告をさせ、又は県若しくは事務局の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の県又は事務局の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（申請内容の公表等）

第19 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、この規程に基づく業務において取得した個人情報等を国等の関係機関に提供し、又は申請者の名称、代表者名及び助成金の内容等に関する情報を公表することができる。